

議案第72号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

《変更の趣旨》

令和6年12月2日から被保険者証が廃止され、代わっていわゆるマイナ保険証を保有していない被保険者には資格確認書が交付されることになるため、これに伴う所要の改正を行うもの。

徳島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年徳島県指令市第759号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>別表第1（第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u>の引渡し 3 <u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u>の返還の受付 4 後期高齢者医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 1の項から5の項までに規定する事務に付随する事務 	<p>別表第1（第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 後期高齢者医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 1の項から5の項までに規定する事務に付随する事務 	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>